

## 【CLO メルマガ】金融庁 AMLCFT ガイドラインの改正案について

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(臨時号) 2020年12月18日

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、金融庁から先日公表されたマネロン・テロ資金供与対策に関するガイドラインの改正案を取り上げましたので、ご参照いただければ幸いです。

~~~~~

### 1 はじめに

令和2年12月11日付で、金融庁は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改正案を公表し、意見募集手続に付しました。本改正は、平成31年4月以来2度目の改正となります。

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/2020amlcft/2020amlcft.html>

金融庁の公表文によれば、今回の改正は、これまで実施してきたモニタリングの中で把握した課題等を整理し、金融機関等のマネロン・テロ資金供与対策の更なる実効的な態勢整備等を図るものとされています。様々な面で「対応が求められる事項」の拡充が図られていることが大きなポイントといえます。

本改正案に関しては、令和3年1月22日まで意見募集手続に付された上で適用されることとなりますが、金融機関としては、本改正案の施行を見据え、いち早く改正の要点を把握したうえで、改めて自らのマネロン・テロ資金供与対策に係るリスク管理態勢の見直しと高度化を加速させる必要があると考えられ、本メールマガジンでは、本改正案のポイントを概説することといたします。なお、以下で引用するガイドラインの項番等は改正案におけるものです。

### 2 改正案のポイント

#### (1) 経営陣の“主導的”関与

これまで、ガイドラインの中では経営陣の主体的かつ積極的な関与が求められていましたが、本改正案では、「主導的」「主導性」という言葉が使われています(I-1、I

ー2(2)、II-2(1)、同【対応が求められる事項】⑤、III-2、同【対応が求められる事項】⑥)。

経営陣の主導性は、特に地域・部門横断的なガバナンスの確立、関係する全ての部門の連携・協働の確保において求められています。これらはコンプライアンス部門など特定の部門だけの取り組みではなく、まさに経営陣の強いリーダーシップがあってこそ実現する事項であり、この点を、従来の「主体的かつ積極的な関与」に代えて「主導性の発揮」という言葉を用いて明確化したものと考えられます。改正前後を通じて、経営陣に求められる事項の本質は変わらないと思われませんが、今後は、経営陣が主導性、リーダーシップを発揮しているといえるだけの具体的な行動を示すことの重要性がいっそう増すと考えられます。

なお、経営陣の主導的な関与の一例として、「マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行う」ことが挙げられています(III-2【対応が求められる事項】⑥)。また、ITシステムに関して、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的、効果的かつ迅速な対策実施のためにITシステムの活用可能性を検討することも、明示的に経営陣を主体として求められる事項とされています(II-2(3)(vi)【対応が求められる事項】②)。

このほか、『対応が期待される事項』として、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際に、検証項目に照らし外部専門家等の適切性や能力について、その採用前に経営陣に報告しその承認を得ること(さらに、その適切性や能力について内部監査部門が事後検証を行うこと)が挙げられており、経営陣が関わる特徴的な改正内容といえます。

## (2) リスクベース・アプローチにおける「リスク許容度」

従前、リスクベース・アプローチの意義について、「自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずること」とされていたところ、本改正案では「～これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減する」とされました。

これまで、マネロン・テロ資金供与リスクを完全にゼロにすることは困難な場合も多く、一定のリスク許容度を設定した上でリスク低減措置の検討が行われてきたところですが、そのことを明確化した趣旨と考えられます。

## (3) 新たな商品・サービスにおける提携先等のリスク管理態勢の有効性検証

これまで、新たな商品・サービス等の提供前にそのリスクの分析を行うことが求められてきましたが、本改正案では、その検証において、「当該商品・サービスのリスク

の検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理態勢の有効性」も含めるべきことが追記されました。

近時、金融機関が第三者と提携して新たに提供する商品・サービスにおける不正事案が発生したこと等を踏まえ、金融機関自身のみならず、当該第三者の態勢も含め、幅広くリスクを検証すべきことを明確化する趣旨と考えられます。

#### **(4) 疑わしい取引の届出情報を活用したリスク評価を【対応が求められる事項】へ移行**

一定量の疑わしい取引の届出がある場合における届出件数等の定量情報の分析によるリスクの特定・評価は、これまで『対応が期待される事項』と位置付けられていましたが、本改正案では、リスクの評価に関する『対応が求められる事項』において、「評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること」及び「疑わしい取引の届出の状況の分析に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること」が加えられました(Ⅱ-2(2)【対応が求められる事項】②③)。

#### **(5) 「顧客リスク格付」を「顧客リスク評価」に統一**

平成 31 年 4 月改正時、「顧客のリスク評価」に関する項目が新設されましたが、本改正案では、その中で例示されていた「顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等」という手法と、これまで「対応が期待される事項」に位置付けられていた「顧客ごとに、リスクの高低を客観的に示す指標(顧客リスク格付)を導入」という手法を一体的に把握し、「顧客のリスク評価」という用語に統一されました(Ⅱ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑥)。

これは、全ての顧客に対して「顧客のリスク評価」を行うことが求められる一方、その手法については、金融機関の規模・特性等に応じて検討すべきことを改めて示すものと考えられます。

#### **(6) 高リスク取引時の追加的な措置等を【対応が求められる事項】に移行**

これまで『対応が期待される事項』として、「顧客の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引について、必要に応じ取引開始前又は多額の取引等に際し、顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地調査等の追加的な措置を講ずること」が挙げられていましたが、本改正案では、これと類似の内容が『対応が求められる事項』に位置付けられました(Ⅱ-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑧)。

なお、本改正案では、従前の「不明瞭であるなど」が「合理的でないなど」とされたほか、「顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地

調査等」との文言が削除されています。しかしながら、いずれも措置の例示であり、リスクが高い場合には追加的措置をとるべきであるというリスクベース・アプローチに基づく対応の枠組み自体に変わりはない以上、リスクの内容と程度によっては、これまで同様、「顧客やその実質的支配者との直接の面談」や「実地調査」まで実施すべき場合もあると考えられます。

#### (7) 団体の顧客に対するリスク評価手法を新設(対応が期待される事項)

団体の顧客に対するリスク評価の手法について、『対応が期待される事項』として、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案することが新設されました(II-2(3)(ii)【対応が期待される事項】a.)。

#### (8) 取引モニタリング・フィルタリングに関する記載を拡充

取引モニタリングに関連する項目が、これまで「IT システムの活用」の中に含まれていましたが、今回の改正ではその点の整理が図られています(II-2(3)(iii)【対応が求められる事項】①)。

制裁対象取引を検知するための取引フィルタリングについては、その記載が拡充され、取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)、輸出入品目等)について照合対象となる制裁リストの最新性や、制裁対象の検知基準の適切性を検証するなどの的確な運用を図ることが求められるほか、国連安保理決議等で経済制裁対象者等が指定された際に遅滞なく照合するなど国内外の制裁関連法規性等の遵守その他リスクに応じた必要な措置を講ずることが求められる点が明確化されました(II-2(3)(iii)【対応が求められる事項】②)。

また、継続的顧客管理による顧客リスク評価の見直し及びリスクに応じた低減措置の実施に関連して、特に、取引モニタリング・フィルタリングにおいては、継続的顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映することが求められています(II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩ホ)。

#### (9) 海外送金等に係る記載を拡充

これまで、コルレス先管理として、リスク格付を行い、リスクの高低に応じて定期的な監視の頻度等に差異を設けることが『対応が期待される事項』として挙げられていましたが、本改正案では、この内容がさらに敷衍されています。

すなわち、コルレス先及び委託元金融機関等のリスク評価を行ったうえで、リスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合に、コルレス先や委託元金融機関等を監視して確認した情報等を踏まえリスク評価を見直すこと、さらに、コルレス先や委託元金融機関等の監視にあたり、特にリスクが高いと判断した場合には、必要

に応じてコルレス先や委託元金融機関等をモニタリングし、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実態を確認すること、海外送金に係る送金人及び受取人が直接の顧客でなくとも、制裁対象者リストとの照会のみならず、コルレス先や委託元金融機関等と連携しながらリスクに応じた厳格な顧客管理を行うことを必要に応じて検討することも、『対応が求められる事項』とされました(II-2(4)(i)【対応が求められる事項】④⑤⑧)。

#### (10) 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係る項目を新設

本改正案の中で唯一、項目ごと新設されたのが「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等」です(II-2(4)(ii))。

輸出入取引のリスクについては、「国内の取引に比べ、実地確認が困難なケースもあることを悪用し、輸出入取引を偽装したり、実際の取引価格に金額を上乗せして支払うなどして犯罪による収益を移転したりすることが容易」、「輸出入関係書類の虚偽記載等によって、軍事転用物資や違法薬物の取引等にも利用される危険性を有している」と指摘されています。輸出入取引を通じたマネロンは、かねてより TBML(Trade Based Money Laundering)としてそのリスクが指摘されてきたところであり、本改正案は、これに対応したものといえます。

現段階では、『対応が求められる事項』は、リスクの特定・評価の手法として、取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等(実質的支配者を含む)のリスクも勘案することが挙げられているのみで、具体的なリスク低減措置は『対応が期待される事項』に位置付けられています(KRI等による高リスク取引の的確な検知、商品価格と市場価格の乖離調査、書類受付時・修正時・取引実行時における制裁リスト等との照会など)。もっとも、今後『対応が求められる事項』に格上げされることも想定し、早い段階でそれらを実施できる態勢整備が望まれます。

#### (11) 残存リスク評価に基づく商品・サービスの取扱いの有無の検討

これまで、残存リスク評価に関して、リスク低減措置の改善や管理部門による更なる措置の実施の必要性につき検討する契機と位置付けられてきましたが、本改正案では、これを敷衍し、「当該リスクの許容度や金融機関等への影響に応じて、取扱いの有無を含めたリスク低減措置の改善や更なる措置の実施の必要性につき検討すること」が求められることが明示されました(III-1【対応が求められる事項】③)。

#### (12) その他

上記のほか、主だった追記・修正箇所を以下に列挙します。

- 簡素な顧客管理(SDD: Simplified Due Diligence)の内容として、モニタリングの

敷居値の緩和のみならず、調査の範囲・手法等を緩和することを追記。

- 疑わしい取引の該当性を判断するにあたって、「疑わしい取引の参考事例」や自らの過去の届出事例を考慮する必要性を追記。
- 疑わしい取引の届出を行った顧客について、低減措置の実施のみならず、その前提としての顧客リスク評価の見直しの必要性を追記し、「複数回」という文言を削除。

本改正案については、上記のとおり、早晚、意見募集手続等を通じて金融庁の考え方が示されることが想定されますが、それでもなお、改正後のガイドラインの趣旨に則した態勢の高度化を推進する上では、様々な場面での疑問や悩みは尽きないと思われま

す。当事務所としては、実効性あるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築を支援するとともに、個別事象の解決に向けたアドバイスも提供しておりますので、下記担当者までお気軽にお問い合わせいただければ幸いです。

~~~~~

<本メールについてのお問い合わせ先>

弁護士 國吉 雅男 ( [kuniyoshi\\_m@clo.gr.jp](mailto:kuniyoshi_m@clo.gr.jp) )

弁護士 金澤 浩志 ( [kanazawa\\_k@clo.gr.jp](mailto:kanazawa_k@clo.gr.jp) )

弁護士 高橋 瑛輝 ( [takahashi\\_e@clo.gr.jp](mailto:takahashi_e@clo.gr.jp) )

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】 今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

( [clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp) )

.....  
弁護士法人中央総合法律事務所 ( <http://www.clo.jp/> )

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

TEL:06-6365-8111 FAX:06-6365-8289

(東京事務所) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所) 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都  
三井ビル 3 階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....